

---

---

# AMT/NEWSLETTER

## Asia & Emerging Countries Legal Update

---

2026年6月30日

### Contents

---

- I. 【エジプト】労働法関連の新省令(女性雇用の保護強化及び労働市場観測体制の整備)
- II. 【インド】インド新労働法の施行規則の公布と施行
- III. 【フィリピン】第13次外国投資ネガティブリストの公布・発効 — 外国投資規制の明確化および更新

## I. 【エジプト】労働法関連の新省令(女性雇用の保護強化及び労働市場観測体制の整備)

### 1. はじめに

2026年5月17日、エジプト労働省は2つの省令を官報公布し、いずれも翌18日に施行された。1つは女性雇用、危険作業、妊娠・授乳期の保護、夜間労働に関する省令第75号(2026年)、もう1つは労働市場観測所の組織運営に関する省令第74号(2026年)である。これらは2025年労働法第14号を補完するものとなる。

### 2. 女性雇用に関する省令(第75号/2026年)

#### (1) 同一価値労働同一賃金を再確認

この省令は、女性にも他の労働者と同じ労働条件が適用されることを改めて示している。また、同一価値労働同一賃金の原則は、現金給与だけでなく、現物給付、賞与、インセンティブ、各種手当まで含む。

#### (2) 妊娠・授乳期間中の危険作業を禁止

妊娠中及び授乳中の女性労働者には、生殖機能、胎児、子どもの健康に影響し得る危険作業をさせることはできない。なお、危険作業には、化学的、物理的、生物学的、工学的リスクが考慮される。

一方で、妊娠・授乳期でない女性は、必要な安全衛生要件を満たす場合、危険作業に従事することも許容される。なお、安全対策を怠ると、当局は、施設の全部または一部の閉鎖、または機械の停止を命じることができる。

### (3) 夜勤は本人申請と当局承認が必要

女性労働者は、本人の申請に基づいて夜勤に従事することが可能であるが、雇用主は、事前に所轄労働局へ書面承認を申請する必要がある。なお、工場などの産業施設では、夜勤は午後 10 時から午前 7 時までとされる。

夜勤規制には例外があり、例えば、不可抗力・予見不能事由、家族経営のみの事業所、腐敗しやすい材料を扱う業務、管理職・技術職、医療や社会福祉部門で手作業を伴わない業務がその例外に含まれる。

また、夜勤を行わせる雇用主は、安全な送迎、通勤・帰宅時の安全確保、救急対応なども用意しなければならない。

### (4) 出産前後は昼間勤務への切替が必要

雇用主は、少なくとも出産前後 16 週間、うち少なくとも 8 週間は出産予定日前を含む期間、夜勤の代わりに昼間勤務を用意する必要がある。さらに、医師の証明があれば、母子の健康のために必要な追加期間にも同様の配慮が求められる。

## 3. 労働市場観測所に関する省令(第 74 号/2026 年)

### (1) 中央労働市場観測所を新設

労働省内に中央調整労働市場観測所を置き、雇用政策の支援、地域観測所の統括、教育・訓練と労働市場ニーズの調整を担わせる。中央観測所は、地域観測所の運営監督、労働市場動向の把握、分野別・地域別・全国レベルの定期報告の作成と公表を行う。

### (2) 地域観測所は官民学の委員会で運営

各地域観測所には、関係する官庁、民間部門、産業界、学術機関の代表で構成する運営委員会と、実務を担う執行委員会が置かれる。必要があれば、他の関係機関も参加できる。

### (3) 行政機関や業界団体にも協力義務

労働省や他省庁、関係機関は、定期会議への参加、職員派遣、労働市場データの提供、研究発表会への協力、報告書の共有などを求められる。投資家協会や商工業者団体にも、委員会参加や政策提言の実施支援が求められる。

#### (4) 財源と運営費も明確化

観測所の設置・運営は、労働法上の訓練・資格付与資金基金が主な財源になる。加えて、理事会承認のもとで、助成金、寄付、出版収入、共同プロジェクト資金なども使える。支出には、事務用品、出張費、通信費などが含まれる。

## 4. 実務上のポイント

### (1) 雇用主への影響

製造、化学、石油・石化、鉱業、建設、医療、物流、農業、皮革、食品、ガラス、金属、ゴム、造船、エネルギー・公益事業などの業種は、次の点を見直す必要がある。

- ① 安全衛生体制
- ② 妊娠・出産・授乳に関する社内規程
- ③ シフト編成と夜勤管理
- ④ 女性従業員の送迎体制
- ⑤ 労働監督への備え

### (2) 企業にとっての意味

労働市場観測所の制度は、企業や業界団体にとって、労働市場情報へのアクセス拡大と政策形成への関与機会を広げる。一方で、データ提供や協議参加といった負担も増える。人材戦略や研修計画を、より制度的かつデータ重視で見直す契機になる。

【エジプト】  
弁護士 山口 健次郎

## II. 【インド】インド新労働法の施行規則の公布と施行

### 1. インド新労働法の施行

当事務所の 2025 年 12 月 19 日付け India Legal Update において解説した通り、インド政府労働雇用省(Ministry of Labour & Employment)は、2025 年 11 月 21 日の通達により、インドの新労働法である 4 つの連邦法、すなわち 2019 年賃金法(Code on Wages, 2019)、2020 年職業安全衛生および労働条件法(Occupational Safety, Health and Working Conditions Code, 2020)、2020 年社会保障法(Code on Social Security, 2020)、並びに 2020 年産業関係法(Industrial Relations Code, 2020)(以下、総称して「インド新労働法」という)を、同日、(施行が繰り延べられる一部の規定を除いて)即日施行した。

しかしながら、2025 年 11 月 21 日時点では、インド新労働法の施行規則(中央政府の施行規則)及び州規則(州の施行規則)は、交付、施行されておらず、インド新労働法の施行規則及び州規則が公布、施行されるまでは、政府側に義務を課すようなインド新労働法の規定を除いては、旧法が適用されることとされていた。

インド政府労働雇用省は、当初、2026 年 4 月 1 日までにインド新労働法の施行規則を公布、施行することを目指していたようであるが、後述の通り、結果的に、施行規則が公布、施行されたのは、2026 年 5 月 8 日であった。

### 2. インド新労働法の施行規則の公布、施行

インド政府労働雇用省は、2026 年 5 月 8 日、インド新労働法を構成する4つの連邦法にそれぞれ対応する以下の4つの施行規則(中央政府の施行規則。以下、総称して「インド新労働法施行規則」という)を公布し、即日施行した。

- The Code on Wages (Central) Rules, 2026
- The Industrial Relations (Central) Rules, 2026
- The Code on Social Security (Central) Rules, 2026
- The Occupational Safety, Health and Working Conditions (Central) Rules, 2026

もともと、インド新労働法施行規則が適用されるのは、インド新労働法上、インド中央政府が「appropriate government」(監督権限を持つ政府機関)となる公的事業(public sector undertakings)に限られている。具体的には、銀行(banking)、保険(insurance)、通信(telecom)、鉄道(railways)、鉱山(mines)、港湾(ports)等が、これに該当する。

上記以外の事業については、州政府が「appropriate government」となるため、インド新労働法の施行規則に相当する詳細は、州規則に委ねられている。

日系企業のインド子会社、関連会社は、そのほとんどが上記公的事業以外の事業を営んでいると思われるが、そのような会社は、インド新労働法施行規則の適用対象にはならず、インド新労働法の各法令に対応して各州が制定する州規則(いわば州単位の施行規則)に従う必要があることに注意が必要

である。

### 3. インド新労働法の各法令に対応して各州が制定する州規則の整備状況

インド新労働法の各法令に対応して各州が制定する州規則の整備状況は、州によってさまざまである。

2026年6月10日現在、インド新労働法の4つの法令の全てに対して、これに対応する州単位の施行規則となる州法を公布、施行済みであるのは、グジャラート州のみである。その他の州については、一部の規則のみ公布されている州、規則のドラフトのみが公表されている州など、進捗状況は州によって大きく異なる。

すなわち、2026年6月10日時点では、州によって、インド新労働法の(州単位の施行規則と合わせた)施行状況が異なっており、グジャラート州のように、「インド新労働法の全ての法令が、施行規則(州単位の施行規則)とともに適用される」州もあれば、「インド新労働法のうち、一部の法令のみが、その施行規則(州単位の施行規則)とともに適用される(当該一部の法令以外は、引き続き旧法が適用される)」州や、「インド新労働法の全ての法令について、引き続き旧労働法が適用される」州もある、という状況となっている。

そのため、現状は、日系企業のインド子会社、関連会社において、インド新労働法の4つの各法令が、その施行規則(州単位の施行規則)とともに適用されるのか、それとも引き続き旧法が適用されるのかを判断するためには、①当該子会社、関連会社が所在する州、及び②当該州の州規則の整備状況を、個別に確認する必要がある、ということに注意が必要である。

このような状況は、今後、各州による州規則の整備が進むにしたがって解消されていくことが予想されるが、今後しばらくの間は、このような一種の「まだら施行」の状況が継続するのではないかとと思われる。

【インド】 弁護士 琴浦 諒 弁護士 大河内 亮
--------------------------------

### III. 【フィリピン】第 13 次外国投資ネガティブリストの公布・発効 — 外国投資規制の明確化および更新【国名】タイトル

#### 1. はじめに

2026 年 4 月 13 日、フィリピン大統領府は大統領令第 113 号(Executive Order No. 113, Series of 2026)を公布し、第 13 次外国投資ネガティブリスト(Foreign Investment Negative List)を発表した。新たな外国投資ネガティブリストは 2026 年 5 月 1 日に発効し、2022 年 6 月 27 日に公布された第 12 次外国投資ネガティブリストに代わるものとなる。

外国投資ネガティブリストは、1991 年外国投資法(Foreign Investments Act of 1991)およびその改正法に基づき、フィリピン憲法または法律によりフィリピン国民に留保される経済活動(リスト A)および法律に基づき外国投資が規制される活動・事業(リスト B)を定めるものである。同法およびその施行規則によれば、外国投資ネガティブリストの改正は原則として 2 年に 1 回を超えて行うことはできないものとされている。

今回の第 13 次外国投資ネガティブリストにおける、第 12 次外国投資ネガティブリストからの主な改正点は以下のとおりである。

#### 2. 専門職に関する外国資本規制の明確化

リスト A の第 2 項では、「専門職の法人形態による業務遂行(corporate practice of profession)」に対する外国資本の全面的な制限について、その対象が建築士業務(Architecture)に限定されることが明確化された。これは建築士法(Republic Act No. 9266)に基づくものである。

また、2021 年 10 月 12 日付の司法省から経済・計画・開発省に対する見解を踏まえ、フィリピン国内で適法に業務を行うことを認められた外国人専門職については、関連法令上の制限を条件として、当該専門職を営むことが認められた法人への出資も可能であることが明示された。

これに伴い、従来外国投資ネガティブリストに添付されていた外資の参入が禁止される専門職一覧(Annex on Professions)は削除された。

#### 3. 花火・火工品の小売業に対する外国資本規制の明確化

リスト A の第 10 項では、花火その他火工品について、製造業のみならず小売業についてもフィリピン国民に留保されることが明確化された。

#### 4. 小売業に関する規制の整理

リスト A の第 14 項では、払込資本金が 2,500 万フィリピンペソ未満(2026 年 6 月 23 日現在 1 ペソ = 約 2.65 円)の小売業について、外国資本比率 40%まで認められる事業として整理された。

なお、今回の改正点ではないが、払込資本金が 2,500 万フィリピンペソ以上の小売業については、小売業自由化法(Retail Trade Liberalization Act)に基づく相互主義要件(reciprocity)、店舗当たり投資額

要件その他の要件を満たすことを条件として、100%外国資本による参入が可能である。

## 5. 再生可能エネルギー事業への100%外国資本参加の明確化

リスト A の第 15 項(b)では、司法省意見書(Department of Justice Opinion No. 21, Series of 2022)の解釈を採用し、再生可能エネルギー資源の探査、開発および利用はフィリピン憲法上の国籍要件の対象ではないことが明確化された。

これにより、太陽光、風力、水力および海洋・潮力発電などの再生可能エネルギー事業については、100%外国資本による参入が認められることとなった。

## 6. 政府調達分野における外国資本規制の整理

リスト A の第 20 項から第 22 項では、新政府調達法(New Government Procurement Act)およびその施行規則の制定を受け、政府調達に関する外国資本規制が整理された。

現行制度上、外国資本比率 40%までの企業は、物品調達、インフラ事業およびコンサルティングサービスに関する政府調達に参加することが可能である。また、一定の場合には、より高い外国資本比率の企業の参加が認められる例外も設けられている。

## 7. 電気通信事業における100%外国資本参加の明確化

リスト A の第 25 項では、公共サービス法(Public Service Act)の改正内容が反映され、相互主義要件を満たすことを条件として、電気通信事業者の運営および管理について 100%外国資本による参入が可能であることが改めて明確化された。

## 8. 防衛関連産業に対する外国資本規制の追加

リスト B の第 2 項では、共和国法第 12024 号に基づき、軍事技術、兵器システム、武器・弾薬、戦闘服、防護装備、軍用車両その他これらに類する軍需品の開発、製造、組立、保守または運営を行う国内企業について、外国資本比率 40%までとする規制が新たに追加された。

## 9. コメント

第 13 次外国投資ネガティブリストは、新たな外国投資規制を創設するものではなく、近年の法改正、行政解釈および規制変更の内容を反映し、既存の外国投資規制を整理・明確化したものである。もっとも、外国投資家およびその投資を受けるフィリピン企業にとっては、投資ストラクチャーの検討や事業参入の可否を判断する上で重要な指針となるものである。

上記のとおり、第 13 次外国投資ネガティブリストにおいては、再生可能エネルギー分野および通信分野における外国資本規制の緩和が改めて明確化された一方、防衛関連産業については新たな出資規制が導入されるなどしており、これらの事業分野を含め、今回の改正に関連する事業分野においてフィリ

ピンへの進出等を検討している日本企業においては、改正後の外国投資ネガティブリストの内容を踏まえた上で、対象事業ごとの規制内容を個別に確認することが必要となろう。

フィリピン

弁護士 青柳 良則

弁護士 長田 真理子

弁護士 パトリック エドワード エル バリソン

【セミナー】

山口健次郎弁護士が下記セミナーにて講師を務めます。

2026年7月16日(木)14:00-17:00(タイ時間)

第2部「タイ進出企業向けコンプライアンスセミナー」(15:00～15:50)

会場:The Bangkok Club, Sathorn City Tower 31階 <http://www.thebangkokclub.com/>

お申込み:[【Forvis Mazars・アンダーソン毛利友常法律事務所】タイ会計税務・法務 実務セミナー](#)  
(締切:7月10日)

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  
  - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。  
弁護士 福家 靖成 ([yasunari.fuke@amt-law.com](mailto:yasunari.fuke@amt-law.com))  
弁護士 安西 明毅 ([akitaka.anzai@amt-law.com](mailto:akitaka.anzai@amt-law.com))  
弁護士 池田 孝宏 ([takahiro.ikeda@amt-law.com](mailto:takahiro.ikeda@amt-law.com))  
弁護士 高橋 玄 ([gen.takahashi@amt-law.com](mailto:gen.takahashi@amt-law.com))
  
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。